

## ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について

令和元年(2019年)11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。

これに伴い、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々への補償金支給申請が開始されました。

受付窓口等は以下のとおりとなっております。

宛 先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局補償金担当宛て

電話番号 03-3595-2262

メールアドレス hoshoukin@mhlw.go.jp

受付時間 10時～16時（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く）

申請様式は下記URLからダウンロードできます。

厚生労働省のホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hansen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

※必要書類の中で「在園証明書」について発行を希望される方は国立療養所星塚敬愛園福祉課ケースワーカーにお申し出下さい。（平日9時から17時まで）

電話 0994-49-2500（内線211）